

小規模事業者事業再建支援事業 公募要領

1. 事業概要

令和6年能登半島地震で被害を受けた県内小規模事業者の事業再建の取組みを支援するため、国の「小規模事業者持続化補助金（一般型・通常枠）」の交付決定を受けた事業者に対して、最大50万円を上乗せ助成します。

2. 助成対象者

以下の要件を満たす県内に事業所を有する小規模事業者

- ・ 令和6年能登半島地震で直接被害を受けていること
- ・ 国の「小規模事業者持続化補助金（一般型・通常枠）第19回公募」の採択を受けていること

ただし、以下に該当する場合は応募できません。

- ・ 国の「小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）」の交付決定を受けた事業者
- ・ 令和8年度に中小企業成長応援ファンド事業に申請している者（ただし、不採択となった場合を除く）
- ・ 令和7年度にとやま中小企業チャレンジファンド事業に採択され、現在も事業を継続中の場合

3. 助成額

「小規模事業者持続化補助金（一般型・通常枠）」（以下、「国補助金」という。）の補助対象経費に2/3を乗じた額（千円未満切捨）から国補助額を減じた額とし、50万円を上限とする。

助成額 = 補助対象経費 × 2/3 - 国補助額

例) ①補助対象経費 200万円の場合

200万円 × 2/3 - 50万円（国補助） = 50万円【上限額】

②補助対象経費 100万円の場合

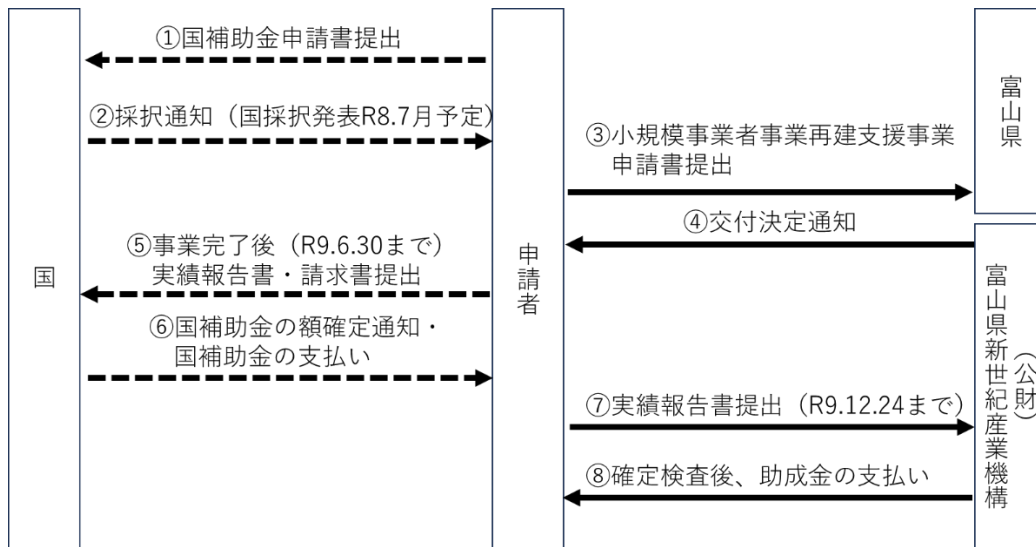
100万円 × 2/3 - 50万円（国補助） = 16.6万円

③補助対象経費 75万円の場合

75万円 × 2/3 - 50万円（国補助） = 0（上乗せなし）

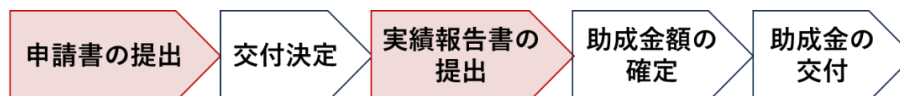
※上記計算により助成額が千円未満となる場合には助成対象となりませんのでご注意ください。

4. 助成事業の流れ



5. 申請～交付決定

※申請から助成金支払までの流れ



- ・ 申請書の提出は5（4）に記載のとおり、富山県に対して行っていただきます。
- ・ 申請書類を確認の上、採択となる場合は、（公財）富山県新世紀産業機構から交付決定通知を送付します。

（1）申請期間

令和8年9月30日（水）（郵送：締切日当日消印有効）

※申請に必要な添付書類の不足、記入漏れがあった場合、確認のため富山県経営支援課よりお電話させていただくことがあります。

（2）申請書様式

中小企業成長応援ファンド 利用者募集ページ

（<https://www.tonio.or.jp/search/saiken-fund2026/>）から申請書（様式第1号－2）をダウンロードしてください。

（3）提出書類

申請に必要な書類は、以下のとおりです。

- ①「中小企業成長応援ファンド事業（小規模事業者事業再建支援事業）申請書」（様

式第 1 号－2)

※国補助金に申請した補助対象経費に 2/3 を乗じた額から国補助額を減じた額を記載してください（上限 50 万円（千円未満切捨））。

※申請書「誓約事項」を確認の上、法人の場合は代表者が、個人事業主の場合は本人が、自筆で署名してください。

②市町村が発行する事業所等が罹災されたことが分かる公的書類（罹災証明書・被災届出証明書等）の写し

③国補助金の申請時に添付した「経営計画兼補助事業計画（国様式 2）」

④国補助金の申請時に添付した「補助事業計画（国様式 3）」

⑤国補助金事務局から送付された「採択通知書」

（４）申請方法

令和 8 年 9 月 30 日（水）までに、必要な提出物を全て揃え、以下「申請書の提出先」に記載の住所まで郵送ください。

＜申請書の提出先＞

富山県商工労働部地域産業振興室 経営支援課地域産業・商業活性化担当

住 所：〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7

※郵送で提出してください。

※封筒に「小規模事業者事業再建支援事業申請書類在中」と記載ください。

簡易書留やレターパック等、配達履歴が残るもので送付されることを推奨します。

＜申請に関するお問合せ先＞

076-444-3249（富山県経営支援課）

※問合せの対応時間は、9:00～17:00（土日祝日を除く）です。

6. 実績報告～助成金支払

・助成金の支払は、国補助金事業完了後、実績報告書及び必要書類等の提出を受けて検査を実施した後に行います。

※実績報告は 6（４）に記載のとおり、（公財）富山県新世紀産業機構に対して行っていただきます。

（１）実績報告期間

国の額確定通知後～令和 9 年 12 月 24 日（金）（電子メール等での提出）

※令和 8 年度内に県上乗せ助成分の入金をご希望の場合は、令和 9 年 2 月 26 日（金）までに実績報告書類一式（6（３）を参照）をご提出ください。

※国の確定通知書の日付の翌日を起算日として 30 日以内を目安に提出してください。

(2) 実績報告書様式

中小企業成長応援ファンド 利用者募集ページ（7月下旬頃HP更新予定）の各助成事業詳細から実績報告書（様式第5号）をダウンロードしてください。

(3) 提出書類

①中小企業成長応援ファンド事業（小規模事業者事業再建支援事業）実績報告書（様式第5号）

②国補助金の実績報告時に添付した「経費支出管理表」及び「支出内訳書（国様式第8）」

※助成対象経費の額を確認するために提出が必要です。

③国補助金事務局に提出した「補助金精算払い請求書（国様式第9）」

※原則、国補助金の振込口座と同一の口座に支払いをします。

④国補助金事務局から送付された「補助金交付決定通知書」

※国補助金の交付決定を受けた者であるか確認するために提出が必要です。

⑤国補助金事務局から送付された「補助金確定通知書」

※国補助金の補助額を確認するために提出が必要です。

(4) 留意事項

助成事業者は、助成事業の実施中及び終了後において、次の事項を遵守する必要があります。詳細は中小企業成長応援ファンド事業 助成金交付要領を参照してください。

・助成事業実施期間は、国の交付決定日から令和9年6月30日（水）までです。

※国の交付決定が何らかの理由によりなされなかった場合、本助成事業の交付決定後であっても助成対象とはなりませんのでご注意ください。

・国の交付決定金額が増額となり、当初申請金額が変更となる場合には、国の交付決定後に（公財）富山県新世紀産業機構（以下、「事務局」という。）あて様式3により報告ください。

・事務局から交付決定通知後に助成事業の内容を変更、中止又は廃止する場合は、事前に事務局へ相談してください。

※事業計画の変更は必ずしも認められるものではありません。申請書に記載されている事業計画を実施することが大原則です。

・助成事業が指定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに事務局へ報告し、その指示を受けてください。

・実績報告書は、国の額の確定通知の日付の翌日から起算して30日以内を目安に提出してください。遅くとも、令和9年12月24日（金）までに実績報告書を提出してください。

・取得価格又は効用の増加価格が50万円（税抜）以上の財産は、処分制限財産に該当

します。当該財産は、助成事業が完了した後も、処分制限期間（※）の間は処分（助成金の交付の目的に反する使用、貸付、譲渡、交換、担保提供）が制限されます。

また、当該財産を処分する場合は、事前に事務局の承認を受けるものとし、当該財産を処分することによって得られる収入がある場合は、その収入の全部又は一部を事務局に納付していただく場合があります。

※処分制限期間

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間

- ・ 助成事業に係る経理について、その収支を明確にした証拠書類、帳簿等を整理し、事業年度終了後 5 年間保存してください。